

(業者提示用・物品出納通知書用)

物品購入等仕様書 (内訳書)								A
発注局課	選挙管理委員会事務局選挙課	担当者名	三好					電話 (671-3337)
納入期限	令和3年3月31日	部分払	しない					
納入場所	選挙管理委員会事務局選挙課	用途	常時啓発					
分類 番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額
	みなとみらい駅 70インチ両 面デジタルサイネージ		仕様書 の通り	1	式			
合 計								

グリーン購入
非該当

(備考)

- 1 発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。
- 2 物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。

仕様書

1 目的

各種選挙への投票参加の呼びかけや明るい選挙推進のため、みなとみらい線みなとみらい駅における動画等広告を掲出する。

2 掲出場所、数量、期間

みなとみらい線みなとみらい駅 70インチ両面デジタルサイネージ

令和2年10月1日（木）～令和3年3月31日（水）（連続6か月間）

1ロール（3分）あたり1回（30秒）以上

ただし、1か月に1度、広告を差替えできること。差し替える時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。

また、必要に応じてラックにチラシの配架を行い、随時補充を実施すること。実施時期については、選挙管理委員会事務局選挙課の指示によること。配架に必要なチラシについては、市選管へ来課し受け取ること。

3 日程

契約決定後

動画等データ入稿

令和2年10月1日（木）

動画等広告掲出開始

令和3年3月31日（水）

動画等広告掲出期限

随時（開始時、差替え時）

動画等掲出の写真報告書の提出

4 その他

- （1）広告枠は、選挙管理委員会事務局選挙課にて仮おさえ済。ただし、正式な枠の確保にかかる一切の費用は決定業者にて負担すること。
- （2）放映の前後に選挙の候補者、もしくは政党等の広告が入らないようにすること。
- （3）上記の掲出期間に掲出することができない場合には、すみやかに選挙管理委員会事務局選挙課に報告・協議すること。
- （4）掲出時に写真を撮影すること。掲出後、14日以内に掲出写真を記載した報告書を提出すること。なお、掲出内容差替え時には、随時差替え後の動画等広告を写真撮影し、当該動画等広告開始後14日以内に写真を撮影したものを報告書として提出すること。
- （5）公共割引申請書が必要な場合、選挙管理委員会名で提出するため、書式を用意すること。
- （6）仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、必ず選挙管理委員会事務局選挙課に連絡すること。